

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">日本馬術連盟競技会規程 第 29 版</p> <p>第 1 編 競技会規則</p> <p>第 1 章 総 論</p> <p>第 101 条 競技者</p> <p>3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の <u>正会員ならびに登録会員（団体）</u> とする。</p> <p>第 105 条 広告と宣伝</p> <p>2. <u>名称およびロゴの掲出場所、サイズ、適用種目は下表の通りとする。</u> <u>なお、複数のロゴを掲出する場合、全てのロゴが指定のサイズ内に収まっていること。</u></p>	<p style="text-align: center;">日本馬術連盟競技会規程 第 28 版</p> <p>第 1 編 競技会規則</p> <p>第 1 章 総 論</p> <p>第 101 条 競技者</p> <p>3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の団体普通会員、組成団体の加盟団体または都道府県馬術連盟とする。</p> <p>第 105 条 広告と宣伝</p> <p>2. 各競技規程に記載がない場合は、競技場内あるいは表彰式の際使用できる個人スポンサーまたはチームスポンサーの名称やロゴの大きさは下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鞍下ゼッケンの側面は両側とも 200 cm²以内 ・ジャケットは、12 cm²以内

改正案

現行

日馬連主催・公認競技会で選手・馬につけられるスポンサーロゴ

掲出場所・サイズ	障害	馬場	総合	エンデュランス
鞍下ゼッケンの両側に各 200 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣の胸ポケットの高さに左右両側各 80 cm ² 以内	○	○	○ (馬場と 障害のみ)	×
キュロットの左足部分に 80 cm ² 以内 (縦最大 20 cm、横最大 4 cm)	○	×	○ (クロスと 障害のみ)	×
シャツの両襟・ハンティングストックの両側、女性のブラウスのカラー中央に各 16 cm ² 以内	○	○	○	○
ジャケット・上衣のいずれかの腕部分に 200 cm ² または両側の腕の部分に各 100 cm ²	×	×	○ (クロスのみ)	○
ヘルメットの中央部分縦に 125 cm ² (縦最大 25 cm、横最大 5 cm)	○	×	○ (クロスと 障害のみ)	○
イヤーフードに 75 cm ² 以内のロゴ	○	○	○	×